

松江市告示第 214 号

松江市り災証明書等交付要綱（平成 31 年松江市告示第 216 号）を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>松江市<u>罹</u>災証明書等交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(火災による災害を除く。)により、市内の住家等に被害が生じた場合において、同法第90条の2第1項に規定する<u>罹</u>災証明書及び被災届出証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(証明書の種類及び内容)</p> <p>第3条 証明書の内容は、次の各号に掲げる証明書の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>罹</u>災証明書 自然災害による住家及び非住家(以下「住家等」という。)の被害について、被害の程度等の内容</p>	<p>松江市<u>り</u>災証明書等交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(火災による災害を除く。)により、市内の住家等に被害が生じた場合において、同法第90条の2第1項に規定する<u>り</u>災証明書及び被災届出証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(証明書の種類及び内容)</p> <p>第3条 証明書の内容は、次の各号に掲げる証明書の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>り</u>災証明書 自然災害による住家及び非住家(以下「住家等」という。)の被害について、被害の程度等の内容</p>

を証明するものをいう。

(2) 略

2 前項の証明書において証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、損害額に係る証明は含まないものとする。

3 罹災証明書における被害程度の判定及び損害割合は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づくものとする。

(交付申請)

第5条 第3条の証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書交付申請書(様式第1号)又は被災届出証明書交付申請書兼被災届出証明書(様式第2号)に、必要に応じて罹災状況が確認できる写真図面その他市長が必要と認める書類を添付して、災害が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2～4 略

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの者が代理人となるときは、委任の旨を証する書面の提出を省略することができる。

(1) 罹災者が法人の場合にあっては、当該法人の社員

(2) 罹災者の納税管理人

(3) 略

(交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申

を証明するものをいう。

(2) 略

2 前項の証明書において証明する事項は、災害によるり災に関する事項とし、損害額に係る証明は含まないものとする。

3 り災証明書における被害程度の判定及び損害割合は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づくものとする。

(交付申請)

第5条 第3条の証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、り災証明書交付申請書(様式第1号)又は被災届出証明書交付申請書兼被災届出証明書(様式第2号)に、り災状況が確認できる写真図面その他市長が必要と認める書類を添付して、災害が発生した日の翌日から起算して6か月を経過する日までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2～4 略

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの者が代理人となるときは、委任の旨を証する書面の提出を省略することができる。

(1) り災者が法人の場合にあっては、当該法人の社員

(2) り災者の納税管理人

(3) 略

(交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申

請があった場合は、申請内容を確認し、必要に応じて現地等を確認したうえで、適当と認めるときは、申請者に対し、罹災証明書(様式第3号)又は被災届出証明書を交付するものとする。

(再審査)

第8条 第6条の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1か月以内に再調査を依頼することができる。

2 第5条及び第6条の規定は、第1項の再調査の依頼について準用する。この場合において、罹災証明書交付申請書(様式第1号)は、罹災証明再調査依頼申請書(様式第4号)と読み替えるものとする。

請があった場合は、申請内容を確認し、必要に応じて現地等を確認したうえで、適当と認めるときは、申請者に対し、り災証明書(様式第3号)又は被災届出証明書を交付するものとする。

(再審査)

第8条 第6条の規定によりり災証明書の交付を受けた者が、当該り災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、当該り災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1か月以内に再調査を依頼することができる。

2 第5条及び第6条の規定は、第1項の再調査の依頼について準用する。この場合において、り災証明書交付申請書(様式第1号)は、り災証明再調査依頼申請書(様式第4号)と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。